

覚書は、広告掲載決定後の締結となります。(申請時の提出は不要です。)  
決定後、再度 市から文書を送付します。

## 庄原市（車両系・壁面）広告に関する覚書

庄原市長（以下「甲」という。）と広告主 **広告主名**（以下「乙」という。）は、庄原市広告事業にかかる、**広告媒体名**に広告を掲載することについて、覚書を締結した。

### （広告の掲出）

第1条 甲は、甲の所有する**広告媒体名**に乙の広告を掲出することを許可する。

#### （掲出期間）

第2条 広告を掲出する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間は、広告の掲出にかかる期間及び撤去にかかる期間を含むものとする。

#### （広告料及び撤去費用）

第3条 乙は、甲が指定する期間までに甲が定める広告料及び撤去に要する費用（以下「撤去費用」という。）を甲に一括納付するものとする。

2 撤去費用は、庄原市内に店舗を有する看板作成業者が作成した撤去費用の見積書により算定するものとする。

3 撤去費用は、撤去時においても精算は行わないものとする。

4 広告料及び撤去費用は、甲の責に帰する事由により広告掲出を取りやめたときを除き、返還しない。

#### （広告の作成及び掲出）

第4条 広告の作成及び掲出は、乙の責任及び負担で行うものとする。

2 広告の材質は、市が指定した材質又はそれ以上の材質としなければならない。

3 広告の掲出する作業については、日程その他必要な事項をあらかじめ甲に協議して行わなければならない。

#### （広告の撤去）

第5条 広告の撤去は、甲が行うものとする。

2 広告掲出にかかる瑕疵により、撤去の際に車体（壁面）又は塗装にき損が生じた場合（色やけ及び経年劣化に起因するものは除く。）は、乙の責任により原状回復しなければならない。

#### （広告の管理）

第6条 広告掲出後、甲の責に帰する事由によりき損した場合は、甲の責任において修復を行うものとする。

2 乙の責に帰する事由、広告掲出にかかる瑕疵又は災害等によりき損した場合は、乙の責任において修復を行う。

3 広告の色あせその他経年劣化に起因するものについては、修復しないものとする。ただし、乙の責任において修復を行いかつ、甲がこれを認めた場合は、この限りでない。

#### （広告内容の修正）

第7条 甲は、広告の内容、デザイン等が庄原市広告掲載要綱等に抵触していることが判明したときは、乙に対して広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容の変更)

第8条 広告期間中における広告内容の変更は、行わないものとする。ただし、社名の変更等やむを得ない理由があると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、市街地循環バスの広告については、甲の承諾を得て内容の変更を行うことができる。

(広告掲出許可の取消し)

第9条 甲は、次の各号に該当すると認めたときは、広告掲出の許可を取消し、広告の撤去を行うことができる。

- (1) 正当な理由なく、市長が指定する日までに広告が掲出されないとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が広告内容にかかる業を行っていないとき。
- (3) 第6条第2項に規定する場合において、乙が広告の修復を行わないとき。
- (4) 乙が庄原市税条例に定める市税を滞納したとき。
- (5) 乙が第7条に規定する、内容の修正に応じないとき。
- (6) 乙が不正又は不当な行為により、消費者に不利益を与えたとき若しくは、その信用を害し、品位を失うべき非行があつたとき。
- (7) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又は庄原市を管轄する支店若しくは営業所等の代表者。以下同じ。)が不正又は不当な行為により、消費者に不利益を与えたとき若しくは、その信用を害し、品位を失うべき非行があつたとき。
- (8) 乙と顧客との間に紛争がひん発又はひん発するおそれがあると認められたとき。
- (9) 乙の使用人に対する指導監督が不適切であるため顧客との間に紛争がひん発又はひん発するおそれがあると認められたとき。
- (10) 乙の役員等が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であるとき。
- (11) 乙の役員等が、暴力団、暴力団の関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等(以下「暴力団等」という。)又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしているとき。
- (12) 乙の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (13) 前3号に掲げるもののほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団の関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (14) 乙の経営に暴力団の関係者の実質的な関与があるとき。

2 前項の規定により許可を取消し又は広告の撤去をしたことによる、乙又は第三者が被った損害について、甲は一切の責任を負わないものとする。

(乙の責務)

第10条 乙は、広告の内容その他掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告にかかる損害を受けた旨の請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において

解決することとする。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか必要な事項又はこの覚書に定める内容に疑義が生じた場合は、庄原市広告掲載要綱及び庄原市広告掲載基準に定めるもののほか、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書は、2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島県庄原市中本町一丁目10番1号  
庄原市長 滝 口 季 彦

乙 広告主住所氏名押印